

# 学校給食費の改定について(平成29年4月より)

西原町では、平成22年度に現在の給食費に改定して以降7年間、食材の発注や献立を工夫するなどの努力をしながら学校給食を提供してきました。しかし、平成26年4月の消費税の引き上げに加え、さまざまな食材費の値上がりにより、現在の給食費では子どもたちの成長に必要な栄養バランスに配慮した、安全・安心な給食の提供が困難になってきました。

そのため、平成29年4月から学校給食費を下記のとおり改定することになりました。

今後とも、安全・安心で魅力ある学校給食の提供に努めますので、ご理解ご協力の程、よろしくお願い致します。

	現在の月額	平成29年4月より	現在との差額
幼稚園	3,000円	3,000円	なし
小学校	3,900円	4,400円	500円
中学校	4,500円	5,000円	500円

## 給食費は何に使われているの？

全額食材費に使われています。  
(食材費以外の人件費、施設整備費、光熱水費等については、全て町が負担しています)

## 4月からの給食費はどのように決めたの？

児童生徒の給食における栄養摂取基準と実際の食材購入額を元に計算し決定しています。

## 給食費に未納があると給食に影響はあるの？

給食費の納付率は98%前後で推移していますが、未納があっても児童生徒の給食に影響が出ないよう配慮しています。今後も引き続き、未納分を改善するよう徴収業務に取り組みますので、給食費の期限内納付のご協力をお願いします。

## 給食費改定による効果はあるの？

栄養バランスの改善はもちろん、児童生徒にとってより魅力のある献立内容の充実を図ることができるようになります。

- 地元産、県産、国産を主とした安全・安心な食材の使用
- 旬の食材をはじめ、季節の果物やデザート等の提供回数の増加
- 郷土料理や行事食などの一層の充実

## 今後、消費税率が10%になったらまた改定されるの？

今回の改定については、消費税率が10%に引き上げられることを見越したものではありません。消費税増税の際は、増税後の食材価格等の動向を踏まえて検討します。

## 給食費の改定で納付が厳しくなる場合はどうしたらいいの？

経済的な理由により給食費の納付が困難な場合、小・中学校については給食費等を援助する支援制度(就学援助)がありますので、学校へご相談ください。